

# 富山空港特定運営事業等

## 実施方針

令和7年1月24日

富山県

## 【目次】

第 1. はじめに	1
第 2. 特定事業の選定に関する事項	2
1. 特定事業の事業内容に関する事項	2
(1) 公共施設等の管理者等	2
(2) 担当課	2
(3) 事業の背景・目的	2
(4) 募集要項等	3
(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等	4
(6) 事業期間	6
(7) 事業方式	7
(8) 本事業における利用料金の設定及び收受	11
(9) 本事業における費用負担	11
(10) 本事業の範囲	13
(11) 要求水準書（案）の体系	18
(12) 運営権者が取得・承継する権利・資産等	19
(13) 更新投資等の取扱い	20
(14) 計画及び報告	21
(15) 空港運営事業に関連する県から運営権者への職員の派遣等	22
(16) 運営権者が支払う本事業の対価	22
2. 特定事業の選定方法に関する事項	22
(1) 選定基準	22
(2) 選定結果の公表	23
第 3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	24
1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	24
2. 優先交渉権者の選定手順及び選定方法	24
(1) 審査委員会の設置	24
(2) 募集要項等の公表及び説明会の開催	24
(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表	24
(4) 資格審査	24
(5) 競争的対話等の実施	25
(6) 提案審査	25
(7) 審査結果の公表	26
(8) 基本協定の締結	26
(9) SPC の設立	26
(10) 優先交渉権者による運営準備行為	26

(11)	運営権の設定及び実施契約の締結 .....	27
(12)	株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始.....	27
(13)	運営権者譲渡対象資産の譲受 .....	27
(14)	空港運営事業の開始 .....	27
(15)	審査書類一式の取扱い .....	28
(16)	公募及び特定事業の選定の取消し .....	28
<b>3.</b>	<b>応募者の参加資格要件</b> .....	<b>29</b>
(1)	応募者の構成 .....	29
(2)	応募企業及びコンソーシアム構成員に共通の参加資格 .....	29
(3)	応募企業又は代表企業に求められる要件 .....	31
<b>第 4.</b>	<b>民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>32</b>
<b>1.</b>	<b>空港運営事業の前提条件</b> .....	<b>32</b>
<b>2.</b>	<b>リスク分担の基本的な考え方</b> .....	<b>33</b>
(1)	不可抗力 .....	33
(2)	契約不適合責任 .....	33
(3)	法令等変更.....	34
(4)	特定条例等変更 .....	34
(5)	緊急事態 .....	34
<b>3.</b>	<b>運営権者の責任の履行確保に関する事項</b> .....	<b>34</b>
<b>4.</b>	<b>運営権者の権利義務等に関する制限及び手続</b> .....	<b>35</b>
(1)	運営権の処分 .....	35
(2)	運営権者の株式の新規発行及び処分 .....	35
<b>第 5.</b>	<b>公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	<b>37</b>
<b>1.</b>	<b>本事業の対象施設</b> .....	<b>37</b>
<b>2.</b>	<b>対象施設の立地に関する事項</b> .....	<b>37</b>
(1)	所在地等 .....	37
(2)	空港用地等及び周辺用地等の貸付について.....	37
(3)	空港用地及び周辺用地外で実施する事業 .....	39
<b>第 6.</b>	<b>実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b> .....	<b>40</b>
<b>1.</b>	<b>実施契約に定めようとする事項</b> .....	<b>40</b>
<b>2.</b>	<b>疑義が生じた場合の措置</b> .....	<b>40</b>
<b>3.</b>	<b>管轄裁判所の指定</b> .....	<b>40</b>
<b>第 7.</b>	<b>事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b> .....	<b>41</b>
<b>1.</b>	<b>事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置</b> .....	<b>41</b>
(1)	県事由解除又は終了 .....	41
(2)	運営権者事由解除.....	41

(3)	不可抗力解除又は終了 .....	42
(4)	特定法令等変更解除 .....	42
(5)	特定条例等変更解除 .....	42
2.	金融機関又は融資団と県との協議 .....	43
第 8.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	44
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	44
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	44
3.	その他の措置及び支援に関する事項 .....	44
第 9.	その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....	45
1.	本事業に関連する事項 .....	45
(1)	本事業の実施に関して使用する言語 .....	45
(2)	審査書類一式の作成等に係る費用 .....	45
(3)	実施方針に関する意見の受付 .....	45
(4)	意見に対するヒアリング .....	45
(5)	実施方針の変更 .....	45
2.	今後のスケジュール（予定） .....	46
3.	情報提供 .....	46
	様式 1 実施方針に関する意見書 .....	47
	別紙 1. PFI 法における用語との整理 .....	48
	別紙 2 本事業に関連する会計・税務に関する取扱について .....	49

## 第 1. はじめに

富山県（以下「県」という。）は、富山空港（以下「本空港」という。）において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）に基づく本空港に係る地方管理空港特定運営事業（以下「空港運営事業」という。）とともに、本空港に係るターミナルビル等に係る非航空系事業（以下「ビル施設等事業」という。）を一体として経営する富山空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2 以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定することとしている。

また、当該優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して、本空港に係る地方管理空港運営権者（民活空港運営法第 11 条第 2 項に規定する地方管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに、富山空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

本書は、本空港に関し、空港運営事業に係る PFI 法及び民活空港運営法に基づく特定事業の選定、本事業を実施する優先交渉権者の選定、優先交渉権者の設立した SPC に対する運営権者としての運営権の設定、及び、運営権者との間で実施契約の締結を行うに当たって、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針（平成 25 年国土交通省告示第 1080 号。以下「基本方針」という。）、PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（令和 6 年 6 月改正）、及び公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（令和 5 年 6 月改正）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

なお、県は、実施方針公表後に実施する優先交渉権者との競争的対話等を通じて本事業に関して合意した事項について、実施契約等に定めることがある。

## 第 2. 特定事業の選定に関する事項

### 1. 特定事業の事業内容に関する事項

#### (1) 公共施設等の管理者等

富山県知事 新田 八朗

#### (2) 担当課

富山県交通政策局航空政策課（以下「担当課」という。）

住所：富山県富山市新総曲輪 1-7

電話番号：076-444-3587

電子メールアドレス：ml-toy-airport@pref.toyama.lg.jp

実施方針に関し、担当課の行う事務を代行するために、以下に示すアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置く<sup>1</sup>。

(i) EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

(ii) 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

(iii) 弁護士法人関西法律特許事務所

(iv) 株式会社ドーコン

#### (3) 事業の背景・目的

本空港は、国内 2 路線及び国際 4 路線を有し、世界遺産五箇山や立山黒部アルペンルートなどの豊富な観光資源や日本海側屈指の工業集積、市内中心部からのアクセスの良さ等のポテンシャルを背景とした観光・ビジネス需要があり、新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年度は、約 55 万人の旅客が利用する等、富山と全国、世界各地を結ぶ空の玄関口である。県では、「幸せ人口 1000 万～ウェルビーイング先進地域、富山」をビジョンに掲げ、関係人口の拡大に取り組んでおり、ビジョン実現の上で本空港の果たす役割は非常に大きい。

しかしながら、現在の本空港は、①県が運営する空港基本施設等及び駐車場施設等、②航空旅客及び航空貨物取扱施設事業者（以下「ビル施設等事業者」という。）が運営する航空旅客取扱施設及びこれに附帯する利便施設（以下「旅客ビル施設」という。）並びに航空貨物取扱施設及びこれに附帯する利便施設（以下「貨物ビル施設」という。）が、それぞれ分離して運営されていることから、空港全体としての一体的かつ機動的な経営を実施できていない。また、人口減少や近隣他空港との競争等、本空港を取り巻く環境は依然厳しく、関係地方公共団体や地域

<sup>1</sup> 公募アドバイザーの選定は年度毎に実施され、令和 7 年度の公募アドバイザーの選定は別途行われる。

との協働による空港運営が不可欠な状況にある。

このため、本空港の本来の役割を最大限発揮させ、空港の利用促進や魅力向上による空港及びその周辺、本県の地域全体の活性化を図るため、本空港における上記施設の運営を一体化し、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ、本空港の機能向上、サービス拡充に取り組むこととした。取組みの実施にあたっては、独立採算型ではなく混合型コンセッションとし、行政の信用や民間の創意工夫など、県と運営権者のそれぞれの強みを活かし、官民連携による相乗効果により地域経済の発展を目指すこととする。

#### (4) 募集要項等

公募時に開示される書類は、以下の①から⑩までの書類（これらに補足資料及び県のホームページへの掲載、その他適宜の方法により公表した質問回答書、その他これらに関して県が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される予定である。①から⑩までの書類は、資格審査に係る審査書類（以下「資格審査書類」という。）及び提案審査に係る審査書類（以下「提案審査書類」という。）並びに本事業の実施に係るその他の審査書類一式（以下「審査書類一式」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件であり、①から⑧までの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（参考資料に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- ① 富山空港特定運営事業等募集要項（以下「募集要項」という。）
- ② 富山空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）
- ③ 富山空港特定運営事業等基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ④ 富山空港特定運営事業等公有財産等無償貸付契約書（案）（以下「公有財産等無償貸付契約書（案）」という。）
- ⑤ 富山空港特定運営事業等物品譲渡契約書（案）（以下「物品譲渡契約書（案）」という。）
- ⑥ 富山空港特定運営事業等物品貸付契約書（案）（以下「物品貸付契約書（案）」という。）
- ⑦ 富山空港特定運営事業等要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）
- ⑧ 関連資料集
- ⑨ 富山空港特定運営事業等優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定

基準」という。)

- ⑩ 富山空港特定運営事業等様式集及び記載要領（以下「様式集及び記載要領」という。）
- ⑪ 参考資料集

#### (5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

本事業の実施に当たっては、PFI 法、民活空港運営法、及び基本方針のほか、下記に掲げる関連の各種法令等によることとする。

##### A) 法令

- ① 空港法（昭和 31 年法律第 80 号）
- ② 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ③ 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）
- ④ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）
- ⑤ 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）
- ⑥ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ⑦ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ⑧ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ⑨ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ⑩ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ⑪ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ⑫ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑬ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ⑭ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑮ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ⑯ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ⑰ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ⑱ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ⑲ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑳ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ㉑ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ㉒ 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- ㉓ じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）
- ㉔ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）
- ㉕ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ㉖ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ㉗ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）



- ⑳ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ㉑ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- ㉒ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
- ㉓ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ㉔ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ㉕ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ㉖ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ㉗ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ㉘ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ㉙ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ㉚ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ㉛ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ㉜ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ㉝ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ㉞ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ㉟ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- ㊱ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ㊲ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ㊳ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ㊴ その他関係法令

## B) 条約

- ① 国際民間航空条約（昭和 28 年条約第 21 号）
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和 35 年条約第 7 号）
- ③ その他関係条約

## C) 条例

- ① 富山県富山空港条例（以下「空港条例」という。）
- ② その他空港所在各地方公共団体における関連条例等

## D) 参照すべき基準

- ① 陸上空港の施設の設置基準と解説、空港土木施設設計要領
- ② 空港土木工事共通仕様書、航空灯火・電気施設工事共通仕様書、発電装置共通仕様書及びこれらに記載されている基準、要領、指針等
- ③ 空港内の施設の維持管理指針、制限区域内工事実施指針、除雪作業実施

#### 指針

- ④ 航空機騒音測定・評価マニュアル
- ⑤ 空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準
- ⑥ 空港機能管理規程（セイフティ編）取扱要領
- ⑦ 空港運用業務指針
- ⑧ 空港における消火救難体制の整備基準
- ⑨ 安全情報等取扱指針
- ⑩ 空港における安全管理システムの整備基準
- ⑪ 富山県景観計画
- ⑫ 富山空港周辺景観形成地域の景観形成に関する基本計画
- ⑬ 富山県地域防災計画
- ⑭ その他関係基準・通達等

#### E) 参照すべき計画等

- ① 「元気とやま創造計画 -とやま新時代へ 新たな挑戦-」（平成 30 年 3 月）
- ② 富山県成長戦略（令和 4 年 2 月）
- ③ 富山県成長戦略アクションプラン（令和 6 年度版）
- ④ 「八つの重点政策・八十八の具体策ロードマップ」（令和 6 年 11 月時点）
- ⑤ 第 3 次富山県観光振興戦略プラン（令和 4 年 3 月）
- ⑥ 富山県公共施設等総合管理方針（令和 4 年 3 月改訂）
- ⑦ 富山県環境基本計画（令和 4 年 3 月）
- ⑧ 富山県危機管理基本指針（令和 6 年 4 月改訂）
- ⑨ その他関係計画等

#### (6) 事業期間

##### A) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、運営権者が運営権に基づき空港運営事業を実施する期間（以下「空港運営事業期間」という。）、及び、空港運営事業に先行して運営権者が一部を除くビル施設等事業者の発行済株式（以下「ビル施設等事業者株式」という。）を取得した上でビル施設等事業を実施する期間（以下「ビル施設等事業期間」という。）から構成される。

空港運営事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、空港運営事業が開始された日（以下「空港運営事業開始日」という。）から、運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）の 10 年後の応当日の属する年度の末日（第 2. -1. - (6) -B) の規定により空港運営事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「空港運営事業終了日」という。）までをいう。

ビル施設等事業期間は、運営権者が一部を除くビル施設等事業者株式を取得

するなど実施契約に定める条件を充足することによりビル施設等事業が開始された日（以下「ビル施設等事業開始日」という。）から、空港運営事業終了日までをいう。

以上より、本事業の事業期間（以下「事業期間」という。）は、ビル施設等事業開始日から、空港運営事業終了日までとする。

#### B) 空港運営事業期間の延長

運営権者が、県に対して、空港運営事業終了日の 4 年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、第 2. -1. - (6) -C) の規定の範囲内で 10 年以内の運営権者が希望する期間だけ、空港運営事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「オプション延長」という。）<sup>2</sup>。オプション延長の実施は 1 回に限られない。

また、上記のオプション延長とは別に、実施契約に定める事由が生じた場合、運営権者は、空港運営事業期間及びビル施設等事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、県が各事由において運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、県と運営権者が協議により第 2. -1. - (6) -C) の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、空港運営事業期間及びビル施設等事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は 1 回に限るものではない。

#### C) 運営権の存続期間

運営権の存続期間（以下「当初運営権存続期間」という。）は、運営権設定日から 10 年後の応当日の属する年度の末日までとする。

なお、運営権の存続期間は、第 2. -1. - (6) -B) に定める空港運営事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の 25 年後の応当日の属する年度の末日を超えることはできない（その旨公共施設等運営権登録簿にも記載する。）<sup>3</sup>。

運営権の存続期間は空港運営事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

### (7) 事業方式

#### A) 運営権の設定等

第 3. -2. に定める手続によって選定され、県との間で基本協定（第 3. -2.

<sup>2</sup> なお、オプション延長及び合意延長期間において、県は、更新投資等の費用負担を必要な範囲（対象・規模等）で担うことを想定している。

<sup>3</sup> たとえば、運営権設定日が令和 7 年 10 月 1 日となった場合、当初運営権存続期間の終了日は令和 18 年 3 月 31 日とし、空港運営事業が延長されたときであっても、その終了日は令和 33 年 3 月 31 日を超えることはできない。

(8) に規定する基本協定をいう。以下同じ。) を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的とする SPC を設立する。

SPC は、県から運営権設定対象施設 (第 5. -1. に定める運営権設定対象施設をいう。以下同じ。) について運営権の設定を受けて、運営権者となる。運営権者は、県との間で実施契約を締結し、空港運営事業開始日までに業務の引継ぎを完了させ、実施契約に従って本事業を開始するものとする。

#### B) 関連動産の貸付及び譲渡方法

運営権者は、本事業の実施に必要となる県所有の動産 (以下「関連動産」という。) のうち運営権者貸付対象資産について、物品貸付契約書の定めるところにより、空港運営事業開始日に県から無償貸付を受ける。また、関連動産のうち運営権者譲渡対象資産については、物品譲渡契約書の定めるところにより、運営権者が県から譲渡 (無償譲渡) を受けることによって取得、所有する。

運営権者貸付対象資産 (県が定める特に重要な動産 (以下「重要動産」という。) を除く。) の更新 (不要となった運営権者貸付対象資産 (重要動産を除く。) の破棄を含む。) 又は維持管理 (補修・保守等) が必要な場合は、運営権者が実施するものとし、更新後の運営権者貸付対象資産 (重要動産を除く。) の所有権は運営権者に帰属するものとする。

重要動産の更新が必要な場合は、県が費用負担し、更新後の重要動産の所有権は県に帰属するものとする。なお、重要動産については公募手続きにおいて示す。

#### C) ビル施設等事業者株式の譲受方法

実施契約を締結した運営権者は、ビル施設等事業開始予定日 (実施契約書 (案) に定める。) までに一部<sup>4</sup>を除くビル施設等事業者株式 (発行済株式総数の 84.7%をいう。) をその株主 (以下、ビル施設等事業者株式を所有する株主のうち ANA ホールディングス株式会社を除く株主を「ビル施設等事業者株主」という。) から譲り受ける。

県は、上記株式の譲受方法に関して、県以外の当該ビル施設等事業者株主との間で、各株主の所有する株式について株式譲渡予約契約 (以下「ビル施設等事業者株式譲渡予約契約」という。) を締結予定であり<sup>5</sup>、各株主は運営権者に対して、同契約に基づくビル施設等事業者株式の譲渡に係る予約完結権を含む県の同契約上の地位が譲渡されることに合意する見込みである。また、県は、

<sup>4</sup> ANA ホールディングス株式会社は、同社が所有するビル施設等事業者株式 (発行済株式総数の 15.3%) について、出資を継続する。

<sup>5</sup> 県とのビル施設等事業者株式譲渡予約契約の締結に向けて、県以外の全てのビル施設等事業者株主は内諾済みであり、特定事業の選定前に締結が完了する予定である。

県が所有するビル施設等事業者株式を運営権者に譲渡する<sup>6</sup>。

運営権者は、同契約に基づき県からビル施設等事業者株式譲渡予約契約に定める予約完結権を譲り受けて行使するとともに、県が所有するビル施設等事業者株式を譲受することで、当該ビル施設等事業者株主から総額8億4,700万円にて一部を除くビル施設等事業者株式を取得する。なお、株式譲受によることから、ビル施設等事業者の従業員並びにビル施設等事業者が締結している契約等については、特段の事情がない限り運営権者に承継されることになる<sup>7</sup>。

県は、ビル施設等事業者株式譲渡予約契約の関係者による契約の履行について、何ら責任を負わない。

#### D) ビル施設の取扱い

運営権者は、空港運営事業期間の終了時に県がビル施設を優先的に買い取ることができる権利を確保するため、旅客ビル施設及び貨物ビル施設につきビル施設等事業開始日後遅滞なく、運営権者又はビル施設等事業者をして、県との間で、それぞれビル施設につき県を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結し、又はさせるものとする。かかる売買の一方の予約契約におけるビル施設の売買価格は時価（実施契約に定める方法により決定される金額）とする。

ビル施設等事業者は、運営権者又はビル施設等事業者の費用負担において、かかる売買の一方の予約契約に基づき、ビル施設について、県に対する所有権移転請求権仮登記を設定するものとし、かかる仮登記は他の権利設定（担保設定を含むがこれに限らない。）に優先する順位保全効を有するものとする。

#### E) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

##### a) 運営権

空港運営事業終了日に、消滅する。

##### b) 運営権者の資産等

空港運営事業終了日又はそれ以降の県が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設、空港用地（河川区域内）（第5. -1. -⑦に定める空港用地（河川区域内）をいう。以下同じ。）、周辺用地（河川区域内）（第5. -1. -

<sup>6</sup> 県が所有するビル施設等事業者株式の譲渡条件は、ビル施設等事業者株式譲渡予約契約と同等の内容とする。

<sup>7</sup> 運営権者は、ビル施設等事業者株式の取得後においても、特段の事情がない限り、引き続きビル施設等事業者の従業員を、当該株式の取得時における雇用条件を実質的に下回らない条件で雇用するものとする。また、運営権者がビル施設等事業者株式の取得後にビル施設等事業者の従業員の雇用条件を変更する場合には、適用のある労働関連法令を遵守することが必要である。

⑩に定める周辺用地（河川区域内）をいう。以下同じ。）及び空港用地（河川区域外）（非県有地）（第 5. -1. -⑧に定める空港用地（河川区域外）（非県有地）をいう。以下同じ。）（以下「運営権設定対象施設等」と総称する。）を県又は県の指定する第三者に引き渡さなければならない。

また、県又は県の指定する第三者は、運営権者及び運営権者子会社等の所有する不動産及び発行株式を時価<sup>8</sup>にて買い取ることができる<sup>9</sup>。なお、県が本事業の実施者を新たに公募により選定した場合、県は当該実施者をして、当該不動産及び株式の全部又は一部を時価にて運営権者又は運営権者子会社等から買い取らせることを公募の条件とする。

本事業の実施のために運営権者及び運営権者子会社等が所有するその他の資産（県又は県の指定する第三者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者及び運営権者子会社等の責任において処分しなければならない。（実施契約に定めるところによる。）

空港用地（河川区域外）（第 5. -1. -⑨に定める空港用地（河川区域外）をいう。以下同じ。）並びにこれに附帯する施設（以下「空港用地等（河川区域外）」という。）、周辺用地（河川区域外）（第 5. -1. -⑩に定める周辺用地（河川区域外）をいう。以下同じ。）並びにこれに附帯する施設（以下「周辺用地等（河川区域外）」という。）及び空港用地（河川区域外）（非県有地）並びにこれに附帯する施設（以下「空港用地等（河川区域外）（非県有地）」という。）については、空港運営事業終了日に公有財産等無償貸付契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により実施契約締結前の状態に復して県又は県の指定する第三者に引き渡さなければならない。ただし、以下の資産が存する部分については、現状有姿で引き渡す。

- 運営権設定対象施設
- 県又は県の指定する第三者と運営権者との間で買取について合意した資産
- 運営権者以外の者が所有する施設であり、県又は県の指定する第三者が、引き続き空港用地（河川区域外）、周辺用地（河川区域外）又は空港用地（河川区域外）（非県有地）上で当該所有者による所有が継続されることが必要と認め、当該所有者との間で土地の使用の継続等について合意した不動産又は動産

<sup>8</sup> 不動産の時価の算出にあたっては公正な手続によることとし、事業全体の価値が適切に反映されるよう算定するものとする。また、株式の時価の算出方法については、当該時点における運営権者又は運営権者子会社等の正常収益力を基礎とした所謂ディスカウント・キャッシュフロー（DCF）法により算出される将来事業価値に運営権者又は運営権者子会社等の財務状態を加味した株式価値によることを基本とする。

<sup>9</sup> 運営権者は、空港運営事業期間中に運営権者が行う非運営権施設に係る拡張投資の空港運営事業終了日における買い取りの対象範囲について、意見聴取の機会を設けるよう県に申し入れることができる。

- 県が所有する不動産及び動産並びに県が別途指示した不動産及び動産

c) 業務の引継ぎ

県又は県の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として空港運営事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、運営権者、県又は県の指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

**(8) 本事業における利用料金の設定及び收受**

運営権者は、①民活空港運営法第2条第6項第1号に規定する着陸料等（空港法第13条第1項）及び民活空港運営法第2条第6項第2号に規定する空港航空保安施設の使用料金並びに空港条例第22条に規定する旅客取扱施設利用料については、各法律及び空港条例の規定に従い、必要な承認、届出等を行い、②駐車場施設の利用料金及び航空運送事業者、ビル施設テナント等からの施設利用に関する料金については、第2. -1. - (5) に記載した関連法令に基づく手続に従い、③その他本事業に係る料金については、法令等上、料金を收受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら又はビル施設等事業者をしてそれぞれ自由に利用料金を設定、收受し、その収入とすることができる。

**(9) 本事業における費用負担**

運営権者は、下記 A)、B) 及び実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

ただし、本空港の特性を踏まえ民間の経営力やシナジー効果等のみでは独立採算での運営が困難と認められることから、県は運営権設定対象施設の更新投資に係る費用負担及び運営に係る費用負担を必要な範囲（対象・規模等）で実施する。

なお、運営権者が第2. -1. - (6) -B) のオプション延長による事業期間延長を希望する場合で、当該オプション延長期間における独立採算での運営が困難と認められる場合においても、県は、その時点における物価上昇等の影響<sup>10</sup>も加味した上で運営権者の収支状況を勘案し、第2. -1. - (6) -B) に記載の条件にしたがって費用負担を必要な範囲（対象・規模等）で実施する。詳細については、収支見直し等を精査した上で、募集要項等において示す予定である。

A) 更新投資に係る費用負担

① 費用負担の基本的考え方

<sup>10</sup> 物価上昇の影響を加味するにあたっては、建設工事費デフレーター等の客観的な指標を準用することを基本とし、県と運営権者との協議に基づき決定することを想定している。

運営権者は、運営権設定対象施設に係る更新投資（拡張を除く。）について、更新投資に関する計画において、その内容と費用を定めるものとする。県は、更新投資に関する計画に基づき、更新投資に関する協定を毎年度運営権者と締結し、県は、これに基づき、A) -②に定める範囲で更新投資に係る費用を支出する。

② 費用負担の範囲

更新投資における資本的支出相当分は、県が定める費用上限額の範囲内において、更新投資に関する協定に基づき、施設の所有者である県が全額更新投資費用を支出する。なお、県は、支払にあたっては、負担額とは別に消費税及び地方消費税を支払うものとする。

なお、県が定める上限額は、当初の事業期間において総額 70 億 8,800 万円（消費税及び地方消費税を含まない金額）とする。<sup>11</sup>

B) 運営に係る費用負担

① 費用負担の基本的考え方

県は、実施契約に定められた範囲内で本事業の運営（重要動産の更新投資を含む。）に係る費用を支出する。

② 費用負担の範囲

運営権者は、本事業の運営について、県が定める上限額の範囲内において、県による負担総額及び各年度の負担額を提案審査書類において提案しなければならない<sup>12</sup>。

県は、提案された各年度の負担額を、実施契約に定める手続に従い支出する。県は、支払にあたっては、提案された負担額とは別に消費税及び地方消費税を支払うものとする。

なお、県が定める上限額は、当初の事業期間において総額 34 億円（消費税及び地方消費税を含まない金額）とし、県が定める各年度の支払上限額の詳細は募集要項等の公表時に示す。

また、運営費用における資本的支出相当分（重要動産の更新投資を含む）は、県が全額負担する。

<sup>11</sup> 総額には、運営費用における資本的支出相当分（重要動産の更新投資を含む）9 億 2,000 万円を含む。

<sup>12</sup> 除雪費は、天候条件等により大きく変動し、応募者が公募時に適切に見積もることが困難なため、運営に係る費用負担の県が定める上限額の計算に含めず運営費用負担として実費精算とする想定である。



## (10) 本事業の範囲<sup>13</sup>

空港運営事業の範囲は以下の A) から D) に掲げるものとし、ビル施設等事業の範囲は以下の E) に掲げるものとする。なお、運営権者は、事業期間中、自ら又はビル施設等事業者をして、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、県に事前に通知した上で、第三者（運営権者子会社等を含む。）に委託し又は請け負わせることができる。

当該業務委託を行う上で運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、実施契約書（案）、要求水準書（案）において示す。

### A) 空港運営等事業（民活空港運営法第 2 条第 6 項第 1 号）

#### ① 空港基本施設等事業

##### (i) 空港基本施設等の維持管理業務<sup>14</sup>

- ✓ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の維持管理（補修、更新、改良、保守等）業務
- ✓ 構内道路、上下水道施設、雨水排水施設等の維持管理（補修、更新、改良、保守等）業務
- ✓ 建築物及び建築附帯設備の維持管理（補修、更新、改良、保守等）業務

##### (ii) 空港基本施設等の運営業務

- ✓ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の運用
- ✓ 構内道路、上下水道施設、雨水排水施設等の運用
- ✓ 雪氷調査及び滑走路、誘導路、エプロン等の除雪業務
- ✓ 飛行場面の管理・点検業務（スポットの運用業務、滑走路点検等）
- ✓ 制限区域の安全管理業務
- ✓ 障害物管理業務（制限表面の管理、空港周辺における新たな開発の監視等）
- ✓ 空港警備業務（巡回点検、機器による監視業務等）
- ✓ 鳥獣駆除業務
- ✓ 空港消防業務
- ✓ 空港救護業務

##### (iii) 着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 13 条、空港法第 13 条第 1 項）並びにその収受

<sup>13</sup> なお、空港運営事業に関する本空港における県と運営権者の業務分担（案）については、募集要項等を参照のこと。

<sup>14</sup> 運営権者が運営権設定対象施設等に対して行う維持管理の範囲は、別紙 1. を参照のこと。

- ② 空港用地等管理業務<sup>15</sup>
  - (i) 航空法第 40 条に基づき告示された本空港の空港用地及びこれに附帯する施設（以下「空港用地等」という。）の管理業務
  - (ii) 空港用地外の周辺用地及びこれに附帯する施設（以下「周辺用地等」という。）の管理業務
- B) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法第 2 条第 6 項第 2 号）
  - (i) 空港航空保安施設の維持管理業務
    - ✓ 航空灯火及び付随する電気施設及び機械施設の維持管理（補修、更新、改良、保守等）業務
  - (ii) 空港航空保安施設の運営業務
    - ✓ 航空灯火及び付随する電気施設及び機械施設の運営業務
  - (iii) 空港航空保安施設の使用料金の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 12 条第 2 項、航空法第 54 条）並びにその收受
- C) 環境対策事業（民活空港運営法第 2 条第 6 項第 3 号）
  - (i) 空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生じる障害を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業
- D) その他附帯する事業（民活空港運営法第 2 条第 6 項第 4 号）
  - a) 運営権者が実施義務を負う事業・業務

運営権者は、以下の事業及び業務の実施義務を負う。

    - ① 規程の策定等
      - (i) 空港供用規程の策定、公表及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 13 条、空港法第 12 条）及びその写しの県への提出<sup>16 17</sup>
      - (ii) 空港機能管理規程の策定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営

<sup>15</sup> 空港用地等管理業務のうち、空港用地（河川区域内）、周辺用地（河川区域内）及び空港用地（河川区域外）（非県有地）の管理業務は、民活空港運営法第 2 条第 6 項第 4 号の事業に含まれるが、本空港の空港用地及び周辺用地のうち県が運営権を設定する部分の管理業務と一体として取り扱うため、空港用地（河川区域内）、周辺用地（河川区域内）及び空港用地（河川区域外）（非県有地）の管理業務も、「空港運営等事業」に含めるものとする。

<sup>16</sup> 空港運営事業開始日以降の本事業には、県が現在定めている富山空港供用規程（令和 2 年 11 月 20 日施行）は適用されない。一方、運営権者は要求水準書で義務付けられた内容（県が現在定めている富山空港供用規程（令和 2 年 11 月 20 日施行）に準じた内容）を空港供用規程に含めることが求められる。

<sup>17</sup> 運営権者が空港の運用時間を変更しようとするときは、地元市や地元関係団体、国関係機関との調整、空港条例の改正が必要になることから、県と協議の上、行うものとする。

法第 12 条第 1 項、航空法第 47 条の 2) 及びその写しの県への提出<sup>18</sup>

- ② 空港用地等（河川区域外）、周辺用地等（河川区域外）及び空港用地等（河川区域外）（非県有地）貸付事業<sup>19</sup>
  - (i) 県又は県が指定する者への無償での土地及び工作物等貸付業務
  - (ii) 県が指定する者への有償での土地及び工作物等貸付業務
  - (iii) その他第三者への土地又は工作物等貸付業務<sup>20</sup>
  
- ③ 駐車場施設事業
  - (i) 駐車場施設の維持管理業務
  - (ii) 駐車場施設の運營業務
  
- ④ ハイジャック等防止対策に関する費用負担
  - (i) 「ハイジャック等防止対策要綱」（昭和 48 年 8 月 31 日閣議決定）に基づく保安検査に関する保安検査機器・保安検査費用の県による 2 分の 1 以内の負担については、要求水準に基づいて、運営権者に引き継がれるものとする<sup>21</sup>。
  
- ⑤ 協議会への出席
  - (i) 運営権者は、円滑な空港運営を図るため、空港周辺住民の理解と協力を得るよう努めるものとし、県が空港運営や空港周辺環境問題等に関する協議を行う際に、必要に応じその協議に参加する。
  - (ii) 運営権者は、県が設置する「富山空港を発展させる会」及び「富山空港国際路線利用促進協議会」の構成員になるものとする<sup>22</sup>。

<sup>18</sup> 運営権者は、要求水準書で義務付けられた内容を空港機能管理規程として定めることが求められる。

<sup>19</sup> 運営権者は、県及び県が指定する者が引き続き使用する土地及び工作物等について、実施契約書（案）で示す条件に基づいて貸付又は使用させるものとする。

<sup>20</sup> 本業務は運営権者が任意に実施することができる。なお、運営権者が第三者との間で新たに空港用地の貸付契約を結ぶ場合には、県に対して転貸承認申請書並びに転借人の誓約書及び役員名簿を提出し、承認を得なければならない。県は、運営権者が関係法令を遵守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類する建物の建築を土地の使用の目的とするなど公序良俗に反しない範囲において、必要と考える事業・業務を行おうとするときは、特段の理由がない限り、これを承認する予定である。

<sup>21</sup> なお、現在、「保安検査の実施主体・費用負担」の見直しに係る検討を国が実施しており、令和 6 年度以降に「保安検査の実施主体・費用負担」の見直しに向けた方針が国から示された場合には、これに基づき実施契約書（案）における規定が本書から変更になる可能性がある。

<sup>22</sup> 参加方法や運営権者が果たすべき役割については、運営権者選定後に県と運営権者の協議に基づき決定することを想定している。

⑥ その他運営権者が実施義務を負う事業・業務

運営権者は、別途募集要項等で県が指定する施設等の維持管理を行わなければならない。

b) 優先交渉権者が提案<sup>23</sup>する事業・業務

県が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者（第3. -3. - (1) -①に規定する応募者をいう。以下同じ。）は、県及び優先交渉権者が互いの資源・ノウハウ等を有効に活用し、相互の協力と緊密かつ持続的な連携により、内外交流人口拡大等による富山空港及び地域の活性化を図る。このために、以下の事業・業務の実施内容を提案しなければならない。県は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、実施契約及び要求水準に運営権者の実施義務を定めることを想定している。

① 利用者数の増加に関する事業・業務

本空港の特性を踏まえた空港及びターミナルビルの活性化による利用者数の増加に関する事業の取り組み方針及び目標に向けた内容

② 他団体・企業と連携した地域経済活性化に関する事業・業務

本空港周辺や本県の地域特性を踏まえ、県内外の各種団体・企業と連携して人や投資を呼び込む等、空港を拠点とした地域経済活性化に関する事業の取り組み方針及び目標に向けた内容

③ 行政とのパートナーシップに関する提案

行政の強みと民間の強みを活かし、相乗効果を生み出す業務実施体制の構築方針及び手法

④ 先進的かつ効率的な空港施設運用に関する事業・業務

安全を確保しつつ、最新の技術を活用した効率的な空港運用に関する事業の取り組み方針及び目標に向けた内容

E) ビル施設等事業

運営権者は、ビル施設等事業のうち実施義務を負うもののほか、空港用地及び周辺用地内に限り、関連法令を遵守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、事業期間中においてはビル施設等事業者をして、また空港運営事業期間中においては自らが、必要と考える事業・業務を任意に行うことができる。運営権者又は運営権者子会社等は、県の承認を得て、空港用地及び周辺用地外で第三者から収入等を得る事業活

<sup>23</sup> 提案する事業・業務は運営権者が行うもの（運営権者が契約上の責任を負った上で、第三者に行わせることを含む。）に限る。

動を行うことができる。

なお、優先交渉権者が出資する会社（運営権者及び運営権者子会社等を除く。）は、空港用地及び周辺用地外において任意で事業を行うことができる。

① 旅客ビル施設事業

(i) 運営権者は、自ら又はビル施設等事業者をして、以下の内容を含む旅客ビル施設事業を実施する義務を負う。

- ✓ 航空運送事業者に対する施設貸与業務
- ✓ テナントに対する施設貸与業務
- ✓ CIQ 施設貸与業務
- ✓ 警備業務
- ✓ その他旅客ビル施設の運営業務
- ✓ その他旅客ビル施設の維持管理業務
- ✓ 旅客取扱施設利用料を設定する場合において、空港条例に基づき承認された上限の範囲内での利用料の設定及び届出並びにその收受

(ii) 運営権者は、自ら又はビル施設等事業者をして、旅客ビル施設において以下に掲げる業務を任意に行うことができる。

- ✓ 直営店舗業務及びこれに附随する通信販売（特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する通信販売をいう。）業務
- ✓ 航空会社事務処理代行業務
- ✓ 広告業務
- ✓ 特別待合室、有料待合室（会議室）業務
- ✓ ラウンジサービス業務
- ✓ イベント業務
- ✓ 旅客ビル施設への投資

② 貨物ビル施設事業

(i) 運営権者は、自ら又はビル施設等事業者をして、以下の内容を含む貨物ビル施設事業を実施する義務を負う。

- ✓ 航空運送事業者に対する施設貸与業務
- ✓ 警備業務
- ✓ 交通誘導業務
- ✓ その他貨物ビル施設の運営業務
- ✓ その他貨物ビル施設の維持管理業務

(ii) 運営権者は、自ら又はビル施設等事業者をして、貨物ビル施設において以下に掲げる業務を任意に行うことができる。

- ✓ 流通加工業務
- ✓ 航空会社事務処理代行業務
- ✓ 搭降載業務
- ✓ 貨物ビル施設への投資

③ 航空機給油サービス事業

運営権者は、空港運営事業開始日後に以下の事業を実施する義務を負う<sup>24</sup>。

- ✓ 航空機用燃料、自動車用燃料の販売及び給油業務並びに石油製品等販売業務

④ 空港用地及び周辺用地内において実施する任意事業

- (i) 運営権者が必要と考え、空港用地及び周辺用地内で任意で行う事業（第2.-1.- (10) -E) -①- (ii) 及び②- (ii) を除く。）<sup>25</sup>

(11) 要求水準書（案）の体系

運営権者は、航空輸送の安全確保を全ての活動に対して優先されるべき前提として空港運営に取り組む必要がある。県は、運営権者によって安全な航空輸送に資する運営を行うことが確保されること、適切な維持管理が実施されること、環境対策事業が適切に実施されること、利用者利便の向上に資する適切な投資が実施されること等を目的として要求水準を定める。なお、県は、下記の項目のうちV. 旅客ビル施設事業及び貨物ビル施設事業に関する要求水準並びにIV-1.駐車場施設事業に関する要求水準のうちサービスに関する事項はあらかじめ必要最低限の事項を定めるに留め、詳細は優先交渉権者として選定された応募者が提案した事項を要求水準に反映させることとする。IV-3.利用者数の増加に関する要求水準、IV-4.他団体・企業と連携した地域経済活性化に関する要求水準、IV-5 行政とのパートナーシップに関する要求水準、IV-6.先進的かつ効率的な空港施設運用に関する要求水準についてもこれと同様とする。

要求水準書（案）の体系は以下のとおりである。

本事業の範囲 (1. -(10)) との関係		具体的な要求水準事項	対応する要求水準書の名称
—	I. 全体	✓ 用語定義、基本事項、遵守する法令・通達等、業務分担	I. 総則

<sup>24</sup> 運営権者が航空機給油施設を所有する事業者に対して土地貸付を行い、同施設を使用した航空機給油サービス事業が実施されている期間は、運営権者は当該事業を自ら実施する義務を負わない。

<sup>25</sup> 空港運営事業開始日の前日までに実施する場合は、別途空港用地及び周辺用地の使用許可等を受けなければならない。なお、空港用地（河川区域内）及び周辺用地（河川区域内）においては任意事業を実施することはできない。

A)、 B)	II. 空港運営等事業及び空港航空保安施設運営等事業	✓ 空港基本施設等及び空港航空保安施設の維持管理業務及び運営業務に関する要求水準	II-1. 空港運営等事業及び空港航空保安施設運営等事業に関する要求水準
		✓ 空港供用規程	II-2. 富山空港供用規程に関する要求水準
		✓ 空港機能管理規程	II-3. 富山空港機能管理規程（セイフティ編）に関する要求水準
			II-4. 富山空港機能管理規程（セキュリティ編）に関する要求水準
		✓ 空港運営等事業及び空港航空保安施設運営等事業に関するその他の要求水準	II-5. 空港運営等事業及び空港航空保安施設運営等事業に関するその他の要求水準
C)	III. 環境対策事業	✓ <sup>26</sup> _	_
D)	IV. その他附帯事業	✓ 空港供用規程の策定に関する要求水準	(II-2. に含まれる)
		✓ 空港機能管理規程（セイフティ編及びセキュリティ編）の策定に関する要求水準	(II-3. 及びII-4. に含まれる)
		✓ 駐車場施設事業に関する要求水準	IV-1. 駐車場施設事業に関する要求水準
		✓ ハイジャック等防止対策の費用負担に関する要求水準	IV-2. 航空保安対策の費用分担に関する要求水準
		✓ 利用者数の増加に関する要求水準	IV-3. 利用者数の増加に関する要求水準
		✓ 他団体・企業と連携した地域経済活性化に関する要求水準	IV-4. 他団体・企業と連携した地域経済活性化に関する要求水準
		✓ 行政とのパートナーシップに関する要求水準	IV-5. 行政とのパートナーシップに関する要求水準
E)	V. ビル施設等事業	✓ 旅客ビル施設事業及び貨物ビル施設事業に関する要求水準	V. 旅客ビル施設事業及び貨物ビル施設事業に関する要求水準

## (12) 運営権者が取得・承継する権利・資産等

### A) ビル施設等事業開始日までに運営権者が取得する資産

#### ① ビル施設等事業者株式

- 一部を除くビル施設等事業者の発行済株式（第 2. -1. - (7) -C) 参照)

<sup>26</sup> 県が航空機騒音に係る騒音測定業務を実施する際は、業務の範囲内にて協力すること。

B) 空港運営事業開始日までに運営権者が取得・承継する権利・資産等

① 運営権

- 空港用地等（ただし、空港用地（河川区域内）及び空港用地（河川区域外）（非県有地）を除く。）、周辺用地等（河川区域外）、滑走路、誘導路、エプロン、航空灯火、道路・駐車場施設、上下水道施設、雨水排水施設、橋梁、消防水利、場周柵、消防除雪車庫、道路・駐車場照明、電源局舎、電源局舎内機器、電線路等に設定される権利

② 空港用地等（河川区域外）、周辺用地等（河川区域外）及び空港用地等（河川区域外）（非県有地）の使用権

- 公有財産等無償貸付契約に基づく空港用地等（河川区域外）、周辺用地等（河川区域外）及び空港用地等（河川区域外）（非県有地）の使用権

③ 運営権者譲渡対象資産・運営権者貸付対象資産

- 空港運営事業に必要な運営権者譲渡対象資産
- 空港運営事業に必要な運営権者貸付対象資産（消防車両、除雪車両等を含む。）

(13) 更新投資等の取扱い

A) 運営権設定対象施設等に係る更新投資等の取扱い

- 運営権者は、運営権設定対象施設等について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で維持管理（更新投資）を行うことができる。ただし、運営権者が河川法第 26 条に規定する工作物の新設等<sup>27</sup>及び同法第 27 条に規定する土地の掘削<sup>28</sup>等並びに航空法第 43 条に規定する重要な変更<sup>29</sup>等実施契約に定める一定の維持管理（更新投資）を行おうとするとき

<sup>27</sup> 河川法の適用対象である空港用地及び周辺用地内において、運営権設定対象施設となる工作物を新築し、改築し、又は除却することをいう。

<sup>28</sup> 河川法の適用対象である空港用地及び周辺用地内において、空港用地及び周辺用地の掘削、盛土もしくは切戸その他土地の形状を変更する行為（河川法第 26 条の許可にかかる行為のためにするものを除く。）又は竹林の栽植若しくは伐採をすることをいう。

<sup>29</sup> 運営権設定対象施設についての以下の各号のいずれかの 1 つ以上に該当する変更をいう。

(i) 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 85 条第 1 号ハに定める「滑走路又は着陸帯の長さ、幅又は強度の変更」に該当する変更

(ii) 航空法施行規則第 85 条第 1 号ニに定める「誘導路の幅又は強度の変更」に該当する変更

(iii) 航空法施行規則第 85 条第 1 号ホに定める「エプロンの拡張又は強度の変更」及びエプロンの縮小に該当する変更（ここでいう「エプロンの拡張」にはエプロンの増設を含む。）

(iv) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 1 号に定める「灯質、光度又は光柱の範囲の変更」に該当する変更

(v) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 2 号に定める「灯火の配置及び組合せの変更」に該当する変更

(vi) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 3 号に定める「制御装置の構造若しくは回路又は



は、県の事前の承認を得なければならない。なお、維持管理（更新投資）のうち、資本的支出相当分は県が全額負担する。また、運営権者は、運営権設定対象施設等について、建設（新規投資）及び改修を行うことはできない<sup>30</sup>。

- 県は、公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設等について、維持管理（更新投資）を行うことがある。
- 県又は運営権者が維持管理（更新投資）を行った運営権設定対象施設等は、県の所有に属し（ただし、空港用地（河川区域内）のうち県の所有に属さない土地（以下「空港用地（河川区域内）（非県有地）」という。）、空港用地（河川区域外）（非県有地）及び周辺用地（河川区域内）については、国又は民間地権者の所有に属する。）、運営権者が運営等を行うものとする。

#### B) 非運営権施設に係る更新投資等の取扱い

- 運営権者は、第 5. -1. に定める非運営権施設（空港用地（河川区域内）、周辺用地（河川区域内）及び空港用地（河川区域外）（非県有地）を除く。）について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で投資（維持管理（更新投資）に限らない。）を行うことができる<sup>31 32</sup>。

### (14) 計画及び報告

#### A) 計画

- 運営権者は、本事業について、空港運営事業期間全体に係る全体計画のほか、1年ごとの単年度計画及び更新投資に関する計画を作成し、県に提出する。
- 計画においては、安全性及び運営の安定性の確保並びに利便性向上目的を含む投資計画を含めるものとする。
- 運営権者は、提出された計画に従って本事業を実施する。

#### B) 報告

- 運営権者は、空港運営事業期間中、実施契約に定める報告書等を作成し、

---

定電流回路の変更（灯質、光度その他灯火の光学的特性に影響を与える場合に限る。）に該当する変更

(vii) 航空灯火についての、航空法施行規則第 120 条第 4 号に定める「制御装置」の「増設又は電源設備の増設」に該当する変更

<sup>30</sup> 運営権者が運営権設定対象施設等に対して行う維持管理の範囲は、別紙 1. を参照のこと。

<sup>31</sup> ただし、運営権者が自ら又はビル施設等事業者をして、CIQ 施設の再配置や新設を必要とするビル施設の整備を実施する場合、かかる整備については、事前に県の承認を得る必要がある。

<sup>32</sup> 運営権者は、空港運営事業期間中に運営権者が行う非運営権施設に係る拡張投資の空港運営事業終了日における買い取りの対象範囲について、意見聴取の機会を設けるよう県に申し入れることができる。

県に提出する。

#### (15) 空港運営事業に関連する県から運営権者への職員の派遣等

運営権者は、希望する場合には、空港運営事業に関連する県職員の派遣を県に要請することができる。派遣する職種、最大派遣人数、派遣期間等は、競争的対話を通じて決定する<sup>33</sup>。また、派遣人数は、各年度において、前年度を上回らない人数とし、人数・職種を前年に事前協議して決定する。

この場合において、想定される職種は以下のとおりである。なお、派遣職員に係る人件費については、県の水準を基本とし、運営権者の負担とする。その他の勤務条件等の詳細は、空港運営事業開始予定日前に県職員の任命権者と運営権者との間で締結する取決めにおいて規定する。

- 総務課（保安・消防・運用）
- 業務課（土木・防災・電気・機械）

#### (16) 運営権者が支払う本事業の対価

運営権者は、次に掲げる対価を支払わなければならない。

- ① ビル施設等事業者株式譲渡予約契約等に記載されるビル施設等事業者株式の取得対価
- ② その他実施契約に基づく対価

このうち、①の対価については、運営権者は、ビル施設等事業者株式譲渡予約契約に定められた金額及び方法<sup>34</sup>により、自らが当該株式譲渡の予約完結権の行使時に指定した将来の日において、その全額を直接当該ビル施設等事業者株主に対して支払う。

②の対価については、0円とする。

## 2. 特定事業の選定方法に関する事項

### (1) 選定基準

県は、空港運営事業を PFI 事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、同事業を PFI 法第 7 条に基づき、同法第 2 条第 4 項に規定する選定事業とする。

<sup>33</sup> 最大派遣人数等の条件については、募集要項等公表時に示す。

<sup>34</sup> 県が所有するビル施設等事業者株式の取得対価の支払方法は、県以外の株主と同じ方法を想定している。

## (2) 選定結果の公表

県は、空港運営事業を PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、県のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

### 第3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

県は、空港運営事業を特定事業として選定した場合、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等の発表を通じて公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を選定するものとする。本事業の優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による。

#### 2. 優先交渉権者の選定手順及び選定方法

県は、以下の手順により優先交渉権者を選定する。今後のスケジュールについては第9. -2. を参照のこと。なお、募集要項等の公表後のスケジュールについては募集要項等においてあらためて示す。

##### (1) 審査委員会の設置

県は、優先交渉権者等の選定にあたり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、有識者等により構成される富山空港優先交渉権者選定に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会から優先交渉権者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。

審査委員会の構成員は募集要項等公表時に示すこととし、審査委員会は非公開とする。

##### (2) 募集要項等の公表及び説明会の開催

県は、本事業に係る募集要項等を県のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、募集要項等に関する説明会を開催することを予定している。

##### (3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

###### ① 質問の受付

県は、募集要項等に記載の内容についての質問を受け付ける。

###### ② 回答の公表

県は、募集要項等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を、県のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

##### (4) 資格審査

資格審査に参加する応募者（以下「資格審査参加者」という。）は、様式集及び記載要領に定めるところにより、参加表明書及び資格審査書類を作成し、提

出する。

なお、複数の資格審査参加者から資格審査書類の提出がなかった場合、県は特定事業の選定を取り消すことがある。

① 資格審査の方法

資格審査では、資格審査参加者の参加資格要件の充足を確認する。

② 資格審査結果の通知

県は、資格審査の結果を、資格審査参加者に対して通知する。

**(5) 競争的対話等の実施**

県は、資格審査終了後、提案審査書類の提出までの間に、提案審査に参加する応募者（以下「提案審査参加者」という。）と競争的対話等を行い、その結果を踏まえ、実施契約、要求水準等の調整を行う。

競争的対話等は、以下の順番で行われる。

① 県による提案審査参加者への説明会の実施

② 提案審査参加者と県及び関係事業者との間での意見交換の場の設定（提案審査参加者ごとに複数回を予定）

③ 県による実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整

**(6) 提案審査**

① 提案審査書類の受付

提案審査参加者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、提案審査書類を提出する。なお、県は、提案審査書類の提出前に追加の質問を受け付けることがある。

また、1者以上の提案審査参加者から提案審査書類の提出がなかった場合、県は特定事業の選定を取り消す。

② 提案審査の方法

提案審査書類提出後、提案審査参加者が審査委員会に対してその提案に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。

提案審査では、参加資格要件及び要求水準の充足が確認された提案審査参加者の提案審査書類について、審査委員会における審査を行う。審査委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

### ③ 優先交渉権者等の選定

県は、審査委員会の審査を受け、提案審査参加者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

### ④ 提案審査結果の通知

県は、提案審査の結果を、提案審査参加者に対して通知する。

## (7) 審査結果の公表

県は、審査の結果及び審査の評価の過程（審査委員会における議事録を含む<sup>35</sup>。）について、優先交渉権者の選定後速やかに県のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

## (8) 基本協定の締結

優先交渉権者は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書（案）に基づいて、県と速やかに基本協定（以下「基本協定」という。）を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、県は提案審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、あらためて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、県は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

## (9) SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、SPC として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社を速やかに設立しなければならない。

なお、優先交渉権者は、株式会社以外の形態での SPC の設立、間接的な SPC 株式の所有等を希望するときは、原則として資格審査書類において SPC の出資形態及び優先交渉権者と SPC との間で想定する資本関係を具体的に記載することとし、資格審査を通過後に、競争的対話を通じて県と協議した上で、県が認める形態で SPC を設立することができる<sup>36</sup>。

## (10) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、SPC の設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向

<sup>35</sup> 但し、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項（民間事業者のプレゼンテーション部分、固有名詞、費用などの具体的な数字、民間事業者固有のアイデア等）及び審査委員の氏名を特定しうる情報を除く。

<sup>36</sup> なお、間接的な SPC 株式の所有等には投資事業有限責任組合及びこれに類似する仕組みを含む。

けた準備行為として、県及びビル施設等事業者が協力する範囲で現地調査を実施することができる。

#### (11) 運営権の設定及び実施契約の締結

県は、県議会の議決を経た上で、SPC の設立後速やかに、SPC に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、法令に従って運営権の設定登録を行う。県と運営権者は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、県は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

また、県は、実施契約の締結後、空港運営事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- ① 運営権者との間の運営権者貸付対象資産に係る物品貸付契約の締結
- ② 運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結
- ③ 運営権者との間の空港用地等（河川区域外）、周辺用地等（河川区域外）及び空港用地等（河川区域外）（非県有地）に係る公有財産等無償貸付契約の締結

なお、県は、PFI 法第 19 条第 3 項及び第 22 条第 2 項に定める事項を県のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

#### (12) 株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始

運営権者は、第 2. -1. - (7) -C) の譲受方法に従って、ビル施設等事業者株式を取得し、ビル施設等事業を開始する。

#### (13) 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、空港運営事業開始日に運営権者譲渡対象資産を譲り受ける。

関連資料集の運営権者譲渡対象資産リストは、県が譲渡手続の開始前までに更新し、運営権者に提示するものとする。

#### (14) 空港運営事業の開始

運営権者は、実施契約に定める空港運営事業開始日に、空港運営事業を開始する。開始に当たっては、運営権者が業務の引継ぎを完了し、運営権者譲渡対象資産を譲り受ける等の、実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。なお、県は、運営権者による業務の引継ぎに対して必要かつ可能な範囲で協力する予定である（ただし、運営権者による引継ぎが完了しない場合であっても責任は負わない。）。

#### (15) 審査書類一式の取扱い

審査書類一式の取扱いは以下のとおりとする。

##### ① 著作権

審査書類一式の著作権は、当該審査書類一式を提出した者に帰属する。なお、本事業の公表その他県が必要と認めるときは、県は審査書類一式の全部又は一部（プレゼンテーションにおける配布資料及び映像等を含む。）を無償で使用できるものとする。

なお、審査書類一式は返却しない。

##### ② 特許権等

県は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じる責任を負わない。

##### ③ 審査書類一式の公開について

県は、必要に応じて、審査書類一式の一部（プレゼンテーションにおける配布資料及び映像等を含む。）を公開する場合がある。

なお、審査書類一式を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

##### ④ 提案内容の矛盾について

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

##### ⑤ 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、各審査段階において県に提示した提案については、運営権者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に扱う。

#### (16) 公募及び特定事業の選定の取消し

県は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者を選定せず、公募を取り消すと共に、空港運営事業に係る特定事業の選定を取り消す。

この場合、県は、その旨を県のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。



### 3. 応募者の参加資格要件

#### (1) 応募者の構成

- ① 応募者は、第 2. -1. - (10) に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ② 応募者は、応募企業又はコンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、コンソーシアム構成員は様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式すべての割当てを受けるものとする（ただし、第 3. -2. - (9) の場合を除く。）。なお、応募者が、株式会社以外の形態での SPC の設立、間接的な SPC 株式の保有等を希望するときは、第 3. -2. - (9) の手続に従うこととする。
- ⑤ 資格審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が第 3. -3. - (2) 及び (3) の参加資格要件を満たさなくなった場合、又は応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合（応募企業又はコンソーシアム構成員が新たに第三者に支配された場合を含む。）は、県に速やかに通知しなければならない。
- ⑥ 資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。

#### (2) 応募企業及びコンソーシアム構成員に共通の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しな

い者であること<sup>37</sup>。

- ② PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 提案審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (i) 資格審査書類の提出期限の日において、県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに応募者の本拠地の都道府県の事業税（県税の納税義務がある場合を除く。）及び市町村税（特別区にあつては都税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
  - (ii) 富山県暴力団排除条例（平成 23 年富山県条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等、又は同条例第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者に該当しない者であること。
- ⑥ 次の(i)から(iv)に該当する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者<sup>38</sup>でないこと。
  - (i) EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
  - (ii) 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
  - (iii) 弁護士法人関西法律特許事務所
  - (iv) 株式会社ドーコン
- ⑦ 審査委員会の委員が属する法人又は当該法人と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

<sup>37</sup> 外国法人においては、本項①、②及び③について、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要である。

<sup>38</sup> 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。

- ⑧ 上記⑥及び⑦で定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- ⑨ 募集要項公表後、様式集及び記載要領に定めるところにより、関心表明書を作成し、提出する時点以降において、公募に関与する役員（常勤・非常勤を問わない。）がビル施設等事業者の役員（常勤・非常勤を問わない）を兼任していないこと。
- ⑩ 運営権者は、航空法第 2 条第 19 項及び第 20 項に規定する国際航空運送事業及び国内定期航空運送事業を営む者、その親会社及びそれらの子会社（以下「航空運送事業者等」という。）並びに航空運送事業者等の関連会社（その子会社を含む。）の子会社又は関連会社となってはならない<sup>39</sup>。また、運営権者は、(i)航空運送事業者等（その子会社及び関連会社を含む。）及び(ii)航空運送事業者等（その子会社及び関連会社を含む。）が合計で議決権を行使することができる株式の 3 分の 1 超を所有する会社から、合計で本議決権株式の 3 分の 1 超を保有される会社となってはならない。

### (3) 応募企業又は代表企業に求められる要件

応募企業若しくは代表企業又は応募企業若しくは代表企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者が次の①から⑤のいずれかに該当すること。ただし、事業経験は日本国内における事業に限らないものとする。

- ① 平成 26 年以降に商業施設若しくは公共施設の運営の実績を有していること。
- ② 平成 26 年以降に旅客施設若しくは旅客運送事業、貨物取扱施設若しくは貨物運送事業、又は旅行業の実績を有していること。
- ③ 平成 26 年以降に①又は②の施設に関する営業用不動産管理事業の実績を有していること。
- ④ 公共施設等運営事業<sup>40</sup>の実績を有していること。
- ⑤ 民活空港運営法に基づく空港特定運営事業等の実績を有していること。

---

<sup>39</sup> 親会社とは、会社法第 2 条第 4 号に規定するものをいう。  
子会社とは、会社法第 2 条第 3 号に規定するものをいう。  
関連会社とは、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 20 号に規定するものをいう。

<sup>40</sup> 公共施設等運営事業とは、PFI 法第 2 条第 6 項に規定するものをいう。

## 第 4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1. 空港運営事業の前提条件

以下に、空港運営事業特有の条件のうち、主なものを記載している。応募者は、当該内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとする。

また、これら条件に関し運営権者に課される具体的な権利及び義務等については、実施契約書（案）、要求水準書（案）、関連資料集等において明らかにする。

なお、運営権者は、実施契約等において別段の定めのある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものである。本事業の業務範囲については第 2. -1. - (10) の記載のとおりであり、以下に記載されていないことを理由に、運営権者が責任を免れることはないものとする。

#### ① 契約等の承継

県が空港基本施設、空港航空保安施設、及び空港用地（河川区域外）等の運営等を実施する上で締結している契約等のうち、県が指定するものについては、空港運営事業開始日以降、運営権者に引き継がれるものとする。

#### ② 土地等の貸付義務

県が空港用地及び周辺用地内において第三者に使用を許可している土地等のうち、県が指定するものについては、空港運営事業開始日以降、県が指定する条件にて貸し付ける義務を負う。

また、空港運営事業開始前に、県が構造物（管路等）及び電柱等を設置させる目的で使用許可を行っているものについては、空港運営事業開始日以降、運営権者はそれぞれの使用許可の相手先の用途を充足するよう土地等を使用させるものとする。

#### ③ 空港運営事業開始後に県が実施する工事

県が空港運営事業開始後に工事を実施する場合<sup>41</sup>、運営権者は、既存施設の維持管理を行うとともに、当該工事が円滑に行われるよう最大限協力するものとする。なお、当該工事によって増加した施設・空港用地・周辺用地は、運営権設定対象施設として（ただし、当該増加した空港用地・周辺用地のうち、県が所有権を有しない部分については、空港用地（河川区域外）（非県有地）、空港用地（河川区域内）（非県有地）及び周辺用地（河川区域内）として）運営権者に維持管理の責任が生じるものとする。

<sup>41</sup> 費用負担は空港法の規定に従う。

## 2. リスク分担の基本的な考え方

県と運営権者において適切な役割分担及びリスク分担を定める。運営権者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、着陸料等その他利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスク（空港需要の変動リスクを含む。）は、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負うものとする。

以下、例外的に県がリスク負担することがある場合を列挙する。なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）において定める。

### (1) 不可抗力

- 県及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる地震、大雨、洪水等の事象であって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じ、これら事象により運営権設定対象施設に物理的損壊が生じた場合、県は復旧等の措置（以下「事業継続措置」という。）をとる。なお、県は、運営権者が運営権設定対象施設の物理的損壊を対象とした保険を付保することを義務付けない。ただし、県は、運営権者が任意で運営権設定対象施設の物理的損壊を対象とした保険を付保することを妨げない。
- 県が事業継続措置を行い、運営権者が付保した運営権設定対象施設に対する保険契約が存する場合には、運営権者は、これに係る保険金等を県が受領することができるよう必要な措置をとらなければならない。また、運営権者が保険加入に代替する措置をとる場合も同様とする。
- また、不可抗力（運営権設定対象施設への物理的損壊をもたらす自然災害等に加え、疾病、敵対行為等の事象を想定）によって、空港運営に関する機会損失が発生し、その影響が3か月以上にわたる場合、この損失に対する補償に関して県と運営権者の協議に基づき決定することを想定している。なお、県は、運営権者が任意で当該空港運営に関する補償についての保険の付保を行うことは妨げない。
- 不可抗力によって、運営権者が本事業の一部又は全部を実施することができなかつた場合、県は、合意延長若しくは実施契約上の義務の一時的免責又はその両方の措置をとることがある。

### (2) 契約不適合責任

- 運営権設定対象施設等について、空港運営事業開始日以後1年以内に契約不適合が発見された場合、県は、当該契約不適合によって運営権者に生じた損

失について補償する（損失の補償として合意延長する場合を含む。）。

### (3) 法令等変更

- 事業期間中に、運営権者に影響を及ぼす国による法令、政策の変更等及び県以外の地方公共団体による条例の変更等実施契約に定める一定の事由（以下「法令等変更」という。）が生じ、県又は運営権者に損失が生じた場合は、当該法令等変更によってそれぞれに生じた損失は、各自が負担する。

### (4) 特定条例等変更

- 事業期間中に、本事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす条例の変更等実施契約に定める一定の事由（以下「特定条例等変更」という。）が生じ、運営権者に損失が生じた場合、県は、当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失を補償する（損失の補償として合意延長する場合を含む。）。<sup>42</sup>

### (5) 緊急事態

- 空港運営事業期間中に運営権者による本空港の安全な運営が阻害されるおそれのある事態等、実施契約に定める一定の事由が生じた場合であって、本空港を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたときは、県は、PFI 法第 29 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）に基づき、運営権の行使の停止を命じて、自ら本事業に係る施設を使用することができる。この場合、運営権者は、県が本空港において実施する事業に協力しなければならない。
- 県が PFI 法第 29 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）に基づき運営権の行使の停止を命じたときは、PFI 法第 30 条第 1 項に基づき、運営権者に生じた損失を補償する。

## 3. 運営権者の責任の履行確保に関する事項

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリングを行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、県は、運営権者に対して改善措置等を求めることができる。

---

<sup>42</sup> 将来、航空機騒音障害防止法に準じて、条例により本空港が同法と同等の水準の環境対策が求められることとなった場合は、特定条例変更には該当しない。

なお、モニタリングの具体的な方法等については、実施契約書（案）に示す。

#### 4. 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

##### (1) 運営権の処分

運営権者は、県の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について県との間で締結した一切の契約上の地位、並びに、これらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく県の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。なお、県は、当該許可をしようとするときは、空港条例に特別の定めのある場合を除くほか予め議会の議決を経てこれを行う。

県は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること。
- ② 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること。
- ③ 譲受人のすべての株主が、県に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること。

また、運営権者及びビル施設等事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、県は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、県と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

##### (2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、以下 a) の手続きにしたがって運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下 b) の手続きにしたがって県は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本議決権株式については、本空港が担うべき安全保障、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

a) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、県の事前の承認を受ける必要がある<sup>43</sup>。優先交渉権者の提案により本議決権株主の株式又は持分を子会社等経由で間接的に有する者が、当該子会社等の株式又は持分を処分する場合には、それに対応して処分を制限する範囲を修正するものとする。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、県の事前の承認を受ける必要がある。

県は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、県に対して提出しなければならない。

b) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

---

<sup>43</sup> なお、本議決権株式の処分の承認については、①処分先が公募時に設定された参加資格を満たす者であること、②本議決権株式の処分が事業実施の継続を阻害しない（株式を処分する本議決権株主から運営権者に出向している職員が株式処分と共に引き上げることで要求水準や提案内容の履行に支障をきたすような状況等とならない）を満たす場合には、県は承認するものとする。



## 第 5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。また、以下のうち、③、④、⑦、⑧、⑩及び⑬の施設を「非運営権施設」といい、それ以外の施設を「運営権設定対象施設」という。

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、緑地等）
- ② 空港航空保安施設（航空灯火施設）
- ③ 旅客ビル施設（航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等）
- ④ 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設等）
- ⑤ 道路
- ⑥ 駐車場施設
- ⑦ 河川区域内に位置する空港用地（以下「空港用地（河川区域内）」という。）
- ⑧ 河川区域外に位置する空港用地のうち、県が所有者と土地賃貸借契約を締結し使用している民間地権者の所有地（以下「空港用地（河川区域外）（非県有地）」という。）
- ⑨ ⑦、⑧及びその他募集要項等において県が指定する土地を除く空港用地（以下「空港用地（河川区域外）」という。）
- ⑩ 河川区域内に位置する周辺用地（以下「周辺用地（河川区域内）」という。）
- ⑪ 河川区域外に位置する周辺用地（以下「周辺用地（河川区域外）」という。）
- ⑫ 上記各施設（③④を除く。）に附帯する施設（土木施設、建築物（消防除雪車庫を含む。）、機械施設、電気施設（電源局舎を含む。）等）
- ⑬ ①から⑫まで以外に運営権者又は運営権者子会社等が所有する施設

### 2. 対象施設の立地に関する事項

#### (1) 所在地等

航空法第 40 条に基づき告示された空港用地及び募集要項等に示す周辺用地の所在地等は、以下のとおりである。

- ① 所在地  
富山県富山市秋ヶ島
- ② 本事業の対象となる敷地面積  
約 95.9ha

#### (2) 空港用地等及び周辺用地等の貸付について

空港用地等（第 2. -1. - (10) -A) -② - (i) に規定する空港用地等をいう。以下同じ。）には、空港用地（河川区域外）、空港用地（河川区域外）（非県有地）

及び空港用地（河川区域内）が、周辺用地等（第 2. -1. - (10) -A) -② - (ii) に規定する周辺用地等をいう。以下同じ。）には、周辺用地（河川区域外）及び周辺用地（河川区域内）が含まれる。以下、本事業における空港用地等及び周辺用地等の貸付等に係る基本事項を記載する。

a) 空港用地（河川区域外）及び空港用地（河川区域外）（非県有地）

空港用地等のうち空港用地（河川区域外）は地方自治法第 238 条第 1 項に規定する県が所有する公有財産であり、財産の分類は同法第 238 条第 4 項に規定する行政財産にあたる。県は、本事業において運営権者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営権者に対して、公有財産等無償貸付契約書に記載される条件で、空港運営事業期間（第 2. -1. - (6) -A) に規定する空港運営事業期間をいう。）中は空港用地等を使用できるようにする。

なお、県は、ビル施設等事業者に対する旅客ビル施設及び貨物ビル施設（以下「ビル施設」と総称する。）の用地についての使用許可を、ビル施設等事業開始日（第 2. -1. - (6) -A) に規定するビル施設等事業開始日をいう。）から空港運営事業開始日の前日までの期間中継続させるようにする。

また、空港用地（河川区域外）（非県有地）について、県は、空港運営事業期間中、当該土地賃貸借契約を更新・継続し（ただし、空港用地（河川区域外）（非県有地）を県が新たに取得する場合はこの限りでない。）、運営権者への転貸借等により、運営権者が使用できるようにする。

b) 空港用地（河川区域内）

空港用地等のうち空港用地（河川区域内）については県有地及び国有地が混在している。以下、本事業における空港用地（河川区域内）の貸付等に係る基本事項を記載する。

① 国有地

国有財産法第 2 条及び附則第 4 条に規定する国有財産であり、財産の分類は同法第 3 条第 2 項に規定する行政財産にあたる。また、河川区域内に位置し河川法に基づく河川管理の対象であるため、県は河川法第 24 条に基づく河川占用許可を取得している。県は当該河川占用許可に定められる許可条件に基づき土地を使用する必要があり、運営権者は河川占用許可の範囲内で土地を使用することとなるが、本事業において運営権者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付けることを予定しない。

② 県有地

地方自治法第 238 条第 1 項に規定する県が所有する公有財産であり、財産の分類は同法第 238 条第 4 項に規定する行政財産にあたる。また、河川区域内に位置し河川法に基づく河川管理の対象であるため、国有地（第 5. -2. - (2) - (b) -①）同様に、本事業において運営権者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付けることを予定しない。

c) 周辺用地（河川区域外）

周辺用地等のうち周辺用地（河川区域外）は地方自治法第 238 条第 1 項に規定する県が所有する公有財産であり、財産の分類は同法第 238 条第 4 項に規定する行政財産にあたる。県は、本事業において運営権者が周辺用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営権者に対して、公有財産等無償貸付契約書に記載される条件で、空港運営事業期間（第 2. -1. - (6) -A）に規定する空港運営事業期間をいう。）中は周辺用地等を使用できるようにする。

なお、県は、募集要項等で示すビル施設等事業者が使用する用地についての使用許可を、ビル施設等事業開始日（第 2. -1. - (6) -A）に規定するビル施設等事業開始日をいう。）から空港運営事業開始日の前日までの期間中継続させるようにする。

d) 周辺用地（河川区域内）

周辺用地等のうち周辺用地（河川区域内）は国有財産法第 2 条及び附則第 4 条に規定する国有財産であり、財産の分類は同法第 3 条第 2 項に規定する行政財産にあたる。また、河川区域内に位置し河川法に基づく河川管理の対象であるため、県は河川法第 24 条に基づく河川占用許可を取得している。県は当該河川占用許可に定められる許可条件に基づき土地を使用する必要があり、運営権者は河川占用許可の範囲内で土地を使用することとなるが、本事業において運営権者が周辺用地等の一部を第三者等に貸し付けることを予定しない。

(3) 空港用地及び周辺用地外で実施する事業

運営権者は、空港用地及び周辺用地外においても本事業に含まれる第 2. -1. - (10) の A) から D) までに掲げる業務を実施することが求められる。

運営権者は、自ら又は運営権者子会社等をして、県と事前に協議の上、県の承認を得て、空港用地及び周辺用地外で第 2. -1. - (10) -E) に掲げる業務を行うことができる。

## 第 6. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1. 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① ビル施設等事業の引継及び準備
- ② ビル施設用地の使用許可
- ③ ビル施設等事業の実施
- ④ 空港運営事業の承継等及びその他準備
- ⑤ 空港用地等に対する使用権の設定
- ⑥ 公共施設等運営権
- ⑦ 空港運営事業
- ⑧ その他の事業実施条件
- ⑨ 計画及び報告
- ⑩ 更新投資等
- ⑪ 利用料金の設定及び收受等
- ⑫ リスク分担
- ⑬ 適正な業務の確保
- ⑭ 子会社等
- ⑮ 誓約事項
- ⑯ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑰ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑱ 知的財産権

### 2. 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

### 3. 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、県又は県の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、運営権者の資産等については、第2. -1. - (7) - E) -b) と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

#### (1) 県事由解除又は終了

##### A) 解除又は終了事由

- 県は、運営権者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- 運営権者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間、県が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。
- 県がすべての運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、実施契約は終了する。

##### B) 解除又は終了の効果

- 県がすべての運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、県は運営権を取り消す。
- 県は、運営権者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害を補償するものとする<sup>44</sup>。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は県の支払額からこれを控除する。

#### (2) 運営権者事由解除

##### A) 解除事由

- 運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、県は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。

---

<sup>44</sup> なお、県の支払額からの相殺は民法の規定に沿って行う。

#### B) 解除の効果

- 県は運営権を取り消す。
- 運営権者は、県に対し、実施契約に定める違約金（契約の解除原因となった事由により県に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額）を支払う。また、ビル施設等事業者は、運営権者に連帯してその支払義務を負う。

### (3) 不可抗力解除又は終了

#### A) 解除又は終了事由

- 不可抗力により本空港が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- 不可抗力を原因とする県による事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、県は実施契約を解除する。

#### B) 解除又は終了の効果

- 不可抗力による滅失の場合、運営権は当然に消滅する。
- 不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、県の選択に従い、運営権の放棄又は県の指定する第三者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により県及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

### (4) 特定法令等変更解除

#### A) 解除事由

- 実施契約に定める一定の法令等変更（以下「特定法令等変更」という。）により、運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、県は実施契約を解除することができる。

#### B) 解除の効果

- 県は運営権を取り消す。
- 県及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

### (5) 特定条例等変更解除

#### A) 解除事由

- 特定条例等変更により運営権者が本事業を継続することができなくな

ったときは、県又は運営権者は実施契約を解除することができる。

**B) 解除の効果**

- 県は運営権を取り消す。
- 県は、運営権者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害を賠償するものとする<sup>45</sup>。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は県の支払額からこれを控除する。

**2. 金融機関又は融資団と県との協議**

県は、本事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、実施契約に定める一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

---

<sup>45</sup> なお、県の支払額からの相殺は民法の規定に沿って行う。

## **第 8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1. 法制上及び税制上の措置に関する事項**

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、県は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、県は検討を行う。

### **2. 財政上及び金融上の支援に関する事項**

運営権者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

### **3. その他の措置及び支援に関する事項**

県は、運営権者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、県と運営権者で協議する。



## 第9. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 本事業に関連する事項

#### (1) 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

#### (2) 審査書類一式の作成等に係る費用

審査書類一式の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

#### (3) 実施方針に関する意見の受付

##### ① 受付期間

令和7年1月27日（月）10:00より

令和7年2月7日（金）15:00まで（必着）

##### ② 提出方法

実施方針に関する意見の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する意見書（様式1）に記入し、電子メールにより送信すること。

なお、意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

意見書は、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。提出先は、以下の公募アドバイザーとする。

宛先：EY ストラテジー・アンド・コンサルティング

ストラテジー・アンド・トランザクション 富山空港事務局

住所：東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 日比谷三井タワー

電子メールアドレス：ey.toyama.airport@jp.ey.com

なお、電子メール以外の方法による提出は受け付けない。

#### (4) 意見に対するヒアリング

実施方針に関する意見のうち、県がその趣旨等を確認する等の必要があると判断した場合には、意見を提出した者に直接ヒアリングを行う場合がある。

#### (5) 実施方針の変更

県は、実施方針に関する意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、PFI 法

第 7 条に規定する特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

県は、実施方針の変更を行った場合は、県のホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

## 2. 今後のスケジュール（予定）

実施方針の公表後、空港運営事業開始日に至るまでのスケジュールは概ね以下のとおりである。

スケジュール（予定）	内容
令和 7 年 1 月頃	➤ 実施方針の公表
令和 7 年 2 月頃	➤ 特定事業の選定
	➤ 募集要項等の公表
令和 7 年 3 月頃	➤ 資格審査書類の提出期限
	➤ 資格審査結果の通知
令和 7 年 3～6 月頃	➤ 競争的対話の実施期間
令和 7 年 6 月頃	➤ 提案審査書類の提出期限
令和 7 年 8 月頃	➤ 優先交渉権者の選定
令和 7 年 8～10 月頃	➤ 基本協定の締結
	➤ 運営権設定議決
	➤ 運営権設定日
	➤ 実施契約の締結
令和 7 年 12 月頃	➤ ビル施設等事業開始日
令和 8 年 3 月頃	➤ 物品貸付契約・物品譲渡契約の締結
令和 8 年 4 月頃	➤ 空港運営事業開始日

## 3. 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

富山県庁のホームページ

「富山空港における混合型コンセッションの導入に向けた取組み」

<https://www.pref.toyama.jp/8002/kendodukuri/koukyou/airport/concession.html>

## 様式 1 実施方針に関する意見書

令和 7 年 月 日

### 富山空港特定運営事業等 実施方針に関する意見書

令和 7 年 1 月 24 日付けで公表がありました「富山空港特定運営事業等 実施方針」について、以下のとおり意見を提出します。

商号又は名称		
住 所		
所属部署		
提出者氏名		
連絡先	電話番号	
	FAX	
	メールアドレス	

No	タイトル	該当箇所				意見の内容
		頁	項			
例	×××について	1	1	(1)	A)-a)-①	〇〇については、△△という理由のため、□□とするべきではないでしょうか。
1						
2						
3						
4						

※1：簡潔かつ具体的に記載してください。

※2：該当箇所の記入に当たっては、数値、記号は半角文字で記入してください。

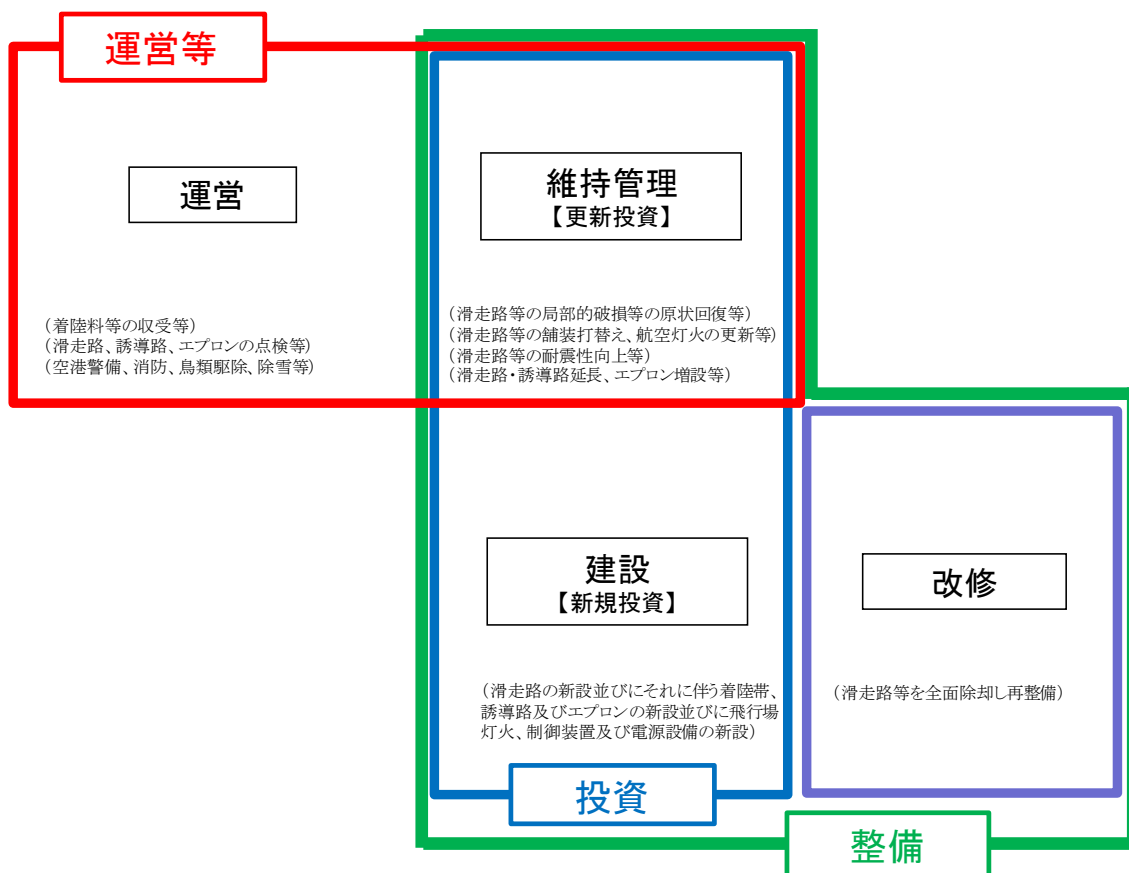
※3：行が不足する場合は適宜追加してください。

※4：それぞれの資料ごとに当該箇所の順に記入してください。

※5：行の高さ以外の書式は変更しないで下さい。

**別途提供する Microsoft Excel データに記入すること**

## 別紙 1. PFI 法における用語との整理



PFI 法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営事業等に関するガイドライン（以下「運営権 GL」という。）に基づく用語の定義

- 運営等：運営及び維持管理をいう。（PFI 法第 2 条第 6 項）
- 維持管理：新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む。）をいう。（運営権 GL）
- 建設：新たな施設を作り出すこと（新設工事）をいう。（運営権 GL）
- 改修：施設等を全面除却し再整備することをいう。（運営権 GL）
- 投資：更新投資は「維持管理」を、新規投資は「建設」をいう。（運営権 GL）

## 別紙2 本事業に関連する会計・税務に関する取扱いについて

①「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会）

以下の公益財団法人財務会計基準機構のホームページを参照。

[https://www.asb-i.jp/wp-content/uploads/sites/4/pfi\\_2017\\_1.pdf](https://www.asb-i.jp/wp-content/uploads/sites/4/pfi_2017_1.pdf)

②「民活空港運営法に基づく公共施設等運営権実施契約により実施される更新投資の法人税法上の取扱いについて」

以下の国税庁ホームページを参照。

<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/141118/index.htm>